



## 「電話番号情報の自動作成装置」事件

知財高裁平成21年2月18日判決

(平成20年(ネ)第10065号特許権侵害差止請求控訴事件)

弁護士 鷹見 雅和\*

### 第1 事案の概要

本件は、「電話番号情報の自動作成装置」の発明に係る特許権の特許権者(控訴人/原告)が、被控訴人(被告)の製造し使用している装置が本件特許権の特許請求の範囲の請求項1記載の発明の技術的範囲に属し本件特許権を侵害すると主張して、被告に対し、特許法100条1項及び2項に基づき、被告装置の製造及び使用の差止め並びに廃棄を求めた。これに対し、被告は、被告装置は本件発明の技術的範囲に属さず、また、本件特許権は進歩性欠如等の無効理由が存するので特許法104条の3第1項により権利行使が許されないなどと主張し争った。原判決は、被告装置は本件発明の技術的範囲に属しないとして原告の請求を棄却した。これに対して、原告は、これを不服として控訴を提起したという事案である。

#### 1 本件特許権

発明の名称：電話番号情報の自動作成装置

登録番号：特許第3998284号

出願日：平成8年10月9日

登録日：平成19年8月17日

特許請求の範囲(構成要件に分説)

- A 市外局番と市内局番と連続する予め電話番号が存在すると想定される番号の**番号テーブルを作成**しハードディスクに登録する手段と、
- B 前記番号テーブルを利用し、オートダイヤル発信手段を用いて電話をかけたときの**接続信号**により電話番号としての有効性を判断し、有効となった番号を実在する有効電話番号として収集し前記ハードディスクに登録する手段と、
- C 前記番号テーブルを利用し、オートダイヤル発信手段を用いて電話をかけたときの接続信号により電話番号としての無効性を判断し、無効となった電話番号の中で、**接続信号中の応答メッセージに基づいて**、新電話番号を案内している電話番号、新電話番号を案内していない電話番号、**一時取り外し案内しているが新電話番号を案内していない電話番号**、の**3種類の番号に仕分けして**、実在しない無効電話番号として収集し前記ハードディスクに登録する手段と、
- D を備えたことを特徴とする電話番号情報の自動作成装置。

### 第2 争点

\* 元シティユーワ法律事務所所属弁護士。現在は当事務所知的財産権グループにオブザーバー参加。

- 1 被告装置が、本件発明の技術的範囲に属するか。
  - (1) 構成要件Aの「番号テーブルを作成」を充足するか。(争点1-1)
  - (2) 構成要件Bの「接続信号」を充足するか。(争点1-2)
  - (3) 構成要件Cの「接続信号中の応答メッセージに基づいて」、「一時取り外し案内しているが新電話番号を案内していない電話番号」、「の3種類の番号に仕分けして」を充足するか。(争点1-3)
  - (4) 構成要件Cの「応答メッセージ」を充足しない場合、均等といえるか。(争点1-4)<sup>1</sup>
- 2 本件特許に無効理由が存在するか。
  - (1) 進歩性の欠如(争点2-1)
  - (2) 記載不備(争点2-2)

### **第3 裁判所の判断**

#### 1 判決内容

##### **【原審】**

- (1) 請求棄却(争点1-3の判断のみ)

##### **【控訴審】**

- (1) 被告装置は本件発明の技術的範囲に属する。
- (2) 本件特許は無効審判により無効にされるべきものとは認められない。

#### 2 被告装置の構成(別紙物件目録)

NCOT(National Change Of Telephone-number)という名称を有する電話番号データベースの生成に用いられ、下記(1)ないし(3)の構成を有するTACS(Telelist Automatic Cleaning System)からなり、下記(1)の手段により市外局番と市内局番と連続する予め電話番号が存在すると想定される番号の番号テーブルをハードディスクに登録し、当該番号テーブルに登録された電話番号に下記(2)の手段により発呼を行うことによる当該電話番号の現在の利用状況の調査装置。

- (1) DVDに記録した番号テーブルを読み出しハードディスクに登録する手段、
- (2) ISDNのサービス種別「非制限 64kbit/s 回線交換」を用いて、上記番号テーブルから読み出した電話番号に発呼を行う手段、
- (3) 上記発呼を行ったときデジタル信号からなる切断メッセージが返された場合に、切断メッセージ中の理由番号に応じて、当該電話番号を「有効」、「無効」、「移転」、「都合停止」、「エラー」、「局預け」、「再調査」、「INS回線有効」にそれぞれ分類してハードディスクに登録する手段

#### 3 争点1-1について

##### **【控訴審の判断】**

---

<sup>1</sup> 控訴審で新たに主張を追加したもの。

明細書の記載【0010】，【0011】【0022】～【0024】を挙げ，「本件明細書の記載に，『テーブル』とは一般に『表，一覧表』の語義であること（広辞苑第6版1911頁）を併せれば，『番号テーブルを作成』とは，電話番号が市外局番と市内局番と連続する4桁の番号から構成されている特徴を利用し，想定される電話番号の範囲を限定して，市外局番と市内局番と連続する4桁の番号との10桁の数字を下位より昇順に並べた一覧表を作成するものであると認められる。そして，本件発明は，市外局番と市内局番と連続する数字を並べて作成するものであるが，その数字を並べる方法については本件明細書に記載がない。

被告装置は，別紙物件目録記載のとおり，DVDに記録した番号テーブルを読み出しハードディスクに登録する手段により市外局番と市内局番と連続する予め電話番号が存在すると想定される番号の番号テーブルをハードディスクに登録するものである。そして，弁論の全趣旨によれば，被告装置は，具体的には，①被告装置が使用する番号テーブルは，既に市外局番と市内局番と連続する数字を並べた状態でDVDに記録され，②被告装置はDVDから番号テーブルのデータを読み取り，③読み取ったデータをハードディスクに登録するデータとして処理し，④被告装置が処理したデータをハードディスクへ登録するものであると認められる。したがって，被告製品において，番号テーブルが記録されたDVDを読み取り，当該データを処理することは，『番号テーブルを作成』に該当するものといえることができ，構成要件Aを充足するものといえるべきである。」

#### 4 争点1-2について

##### 【控訴審の判断】

「本件明細書の発明の詳細な説明によれば，

- ① 「接続信号」とは，電話を発信したときに発信側に返戻される信号音のことであり，これが着呼音（呼び出し音），極性反転，あるいは話中音であるときに，有効な電話番号すなわち実在する電話番号であると判定されること，
  - ② 「接続信号」の種類として，
    - (a) 着呼音（呼び出し中であることを意味し，発信側に知らせる音であり，所定の周波数で所定の周期および継続時間で繰り返される断続音）
    - (b) 話中音（相手話中，または中継回線話中を表わす音があり，所定の周波数で所定の周期および継続時間で繰り返される断続音）
    - (c) 未使用電話に対する音（音声メッセージ等）
    - (d) 発信音（受信準備完了を知らせる音であり，所定周波数の連続音）
    - (e) 極性反転信号（電話回線へ遮断されていた電流が流れるもの）
    - (f) 非課金のための特殊呼び出し（フリーダイヤル，お話中調べ，電話称呼等）
- があると記載されている（段落【0011】【0012】）。

証拠（甲9<sup>2</sup>）によれば，「信号」とは「装置と装置の間で制御，監視のために送受信する情報」を指すとされ，一方「信号音」とは「電気通信網上で伝達される可聴信号」を指すとされているから，「接続信号」は，可聴信号のみならず極性反転信号を含む上位概念と理解すべきである。確かに，本件明細書の発明の詳細な説明中では，「接続信号」について「信号音」であるとの記載があるが，他方，その種類に極性反転信号を含む旨の記載がされていることに照らすならば，「信号音」

<sup>2</sup> 甲9：平成元年9月30日発行の「IEEE電気・電子用語辞典」

は「接続信号」の例示としての説明と理解すべきである。以上のとおり、「接続信号」は可聴信号に限られず、電話を発信したときに発信側に返戻される情報を指すものと解するのが相当である。

被告装置は、別紙物件目録記載のとおり、ISDNのサービス種別「非制限64kbit/s回線交換」（乙9によれば、端末装置からISDN回線を通じてデジタルデータ通信が可能な機器等との間でデジタルデータ通信を行なうことを目的として利用されるISDNのサービス種別的一种であると認められる。）を用いて番号テーブルから読み出した電話番号に発呼を行なったときデジタル信号からなる切断メッセージが返されるとの構成を備えており、かかる切断メッセージはISDNにおいて接続の際に伝送される情報であるから、「接続信号」に該当する。」

## 5 争点1-3について

### (1) 「接続信号中の応答メッセージに基づいて」の充足性

#### 【原審の判断】

「「メッセージ」は、電気・電子の技術分野においては、「任意の量の情報。その始めと終りは定義されているかあるいは暗黙にある。」（甲9）を意味する一方で、一般の用語としては、「①伝言。ことづて。口上。挨拶。②言語その他の記号（コード）によって伝達される情報。」などを意味する（平成3年11月15日発行の「広辞苑第四版」2520頁）、多義の語である。そこで、請求項1の「接続信号中の応答メッセージ」の意義を解釈するため、本件明細書の記載を参酌することとする。」

【0005】～【0007】、【0011】、【0012】、【0014】、【0016】、【0020】、【0021】、【0026】～【0029】、【0036】、【0037】の「記載及び図面（甲2）によれば、本件明細書には、①「接続信号」とは、「電話を発信したときに発信側に返戻される信号音」であり、「接続信号」には、発信音、着呼音、話中音、「未使用電話に対する音」（例えば、「おかけになった電話番号は、現在使用されていません。」「・・・お客様の都合で移転しました。新しい番号は〇〇〇〇番です。」「・・・連絡先が変りました。新しい番号は〇〇〇〇番です。」「お客様の都合で一時取り外しています・・・」等の「音声メッセージ」）、極性反転信号、「極性反転が発生しない特殊電話番号」等があること、②本件発明において、「音声メッセージ」は「無効と判断するときの応答音」として認識されること、③本件発明の実施例として、「音声メッセージ」は「デジタル信号に変換して記憶領域に記憶」され、「所定のサンプリング音声と、サンプリング音声幅（音声の開始から終了までの時間幅）との2点において基準音声と比較」することにより、新電話番号を案内している電話番号（例えば「・・・移転のため電話番号が変りました・・・」や「・・・お客様の都合で連絡先が変りました・・・」）、新電話番号を案内していない電話番号（例えば「・・・現在使われていません・・・」）、一時取り外し案内しているが、新電話番号を案内していない電話番号（例えば「・・・お客様の都合で一時取り外しています。」）の3種類に判別し、自動仕分けすることが記載されていることが認められる。また、上記(ア) f のとおり、本件明細書において、「メッセージ」の語は、交換機から応答される音声アナウンス（音声の伝言）として使用されている。」

「他方で、本件明細書中には、「応答メッセージ」の語は使用されておらず、また、「音声メッセージ」以外の接続信号に基づいて、3種類の電話番号の判別・仕分けを行うことができることについての記載も示唆もない。」

「認定事実を総合すれば、本件発明の特許請求の範囲（請求項1）の「接続信号中の応答メッセージ」（構成要件C）は、「電話を発信したときに発信側に返戻される信号音」のうち、交換機から応答

されて回線網を経て通知される「音声メッセージ」，すなわち，「音声（可聴音）として一定の意味内容を認識できる伝言情報」を意味するものと解するのが相当である。

そして，本件発明においては，音声（可聴音）として一定の意味内容を認識できる伝言情報である「応答メッセージ」に基づいて，「新電話番号を案内している電話番号，新電話番号を案内していない電話番号，一時取り外し案内しているが新電話番号を案内していない電話番号」の「3種類の番号に仕分け」していること（構成要件C）が理解される。」

「被告装置は，発呼を行ったときデジタル信号からなる切断メッセージが返された場合に，「切断メッセージ中の理由番号」に応じて「無効」，「移転」，「都合停止」等に電話番号を分類しているが，被告装置の「切断メッセージ中の理由番号」は，デジタル信号で表された番号（数字）の情報であって，音声（可聴音）として一定の意味内容を認識できる伝言情報に該当しないから，構成要件Cの「接続信号中の応答メッセージ」に当たらない。

したがって，被告装置は，構成要件Cの「接続信号中の応答メッセージに基づいて・・・3種類の番号に仕分け」するとの構成を備えていないから，構成要件Cを充足しない。」

#### 【控訴審の判断】

本件明細書中の記載につき，原審とほぼ同様の箇所を摘示したうえで，

「証拠（甲9）によれば，「メッセージ」とは「任意の量の情報」ないし「言語その他の記号によって伝達される情報内容」（広辞苑第6版2766頁）を指す。ところで，本件発明の詳細な説明には，実施例として，「応答音」を用いて3種類の番号に仕分けする手段が示されている。しかし，前記2で判断したとおり，構成要件Bにおける「接続信号」は，可聴信号に限られるものではなく，可聴信号及び非可聴信号の両者を含む上位概念と理解すべきであることに照らすならば，構成要件Cにおける「応答メッセージ」も，可聴なものに限られると解すべき根拠はなく，応答を受けた可聴情報及び非可聴情報の両者を含む上位概念と理解するのが相当である。したがって，「応答メッセージ」とは電話を発したときに応答される言語その他の記号によって伝達される情報を指すものと解するのが相当である（「信号」と「メッセージ」はいずれも情報を指すものであり，「応答メッセージ」を「接続信号」と異なる性質を有するものとして，可聴のものに限定する根拠はない。）。

この点に対して，被告は，前記本件明細書の発明の詳細な説明中の「所定の応答音があるとき，無効電話であると判定し」との記載（段落【0011】）及び「ステップA0034において無効と判断するときの応答音としては，音声メッセージが認識される。」との記載（段落【0028】）から，構成要件Cの「応答メッセージ」は「応答音」のみを指し，「音声メッセージ」に限定されるものであると主張する。

しかし，被告の上記主張は理由がない。前記のとおり，「応答メッセージ」は，必ずしも可聴音に限られるものではないし，上記段落【0028】の記載も，本件発明の構成を説明するために，「音声メッセージ」を例示したにすぎないから，同構成における「応答メッセージ」が，「応答音」ないし「音声メッセージ」に限定されるとする根拠とはならない。被告の上記主張は採用できない。

被告装置は，別紙物件目録記載のとおり，切断メッセージ中の理由番号に応じて，当該電話番号を「有効」，「無効」等に分類するものであるから，被告装置の「理由番号」を含む切断メッセージは，「応答メッセージ」に該当することは明らかである。

この点に対して，被告は，被告装置はISDNの切断メッセージに基づいて電話番号の分類を行うものであり，着呼音，極性反転信号又は話中音の有無と音声メッセージの存否をもって無効電話

番号と判定する技術思想を用いるものではないから構成要件Cを充足しないと主張する。

しかし、被告の主張は、以下のとおり失当である。すなわち、①本件特許の特許請求の範囲（構成要件C）には、「接続信号中の応答メッセージ」と記載され、可聴音に限定する記載はないこと、②したがって、本件発明は、その技術思想として「応答メッセージ」によって無効電話番号を判別する技術が開示されていると解されること、③証拠（甲16、17）によれば、本件特許出願時において、既にISDN技術が存すること、ISDNの網から応答される情報を取得し、同情報に基づいて電話番号の有効性を判別することが知られていたことからすれば、本件明細書に接した当業者としては、本件発明においては、ISDN技術を除外して、上記の技術思想が開示されていると認識することはないというべきである。したがって、仮に本件明細書における実施例が音声メッセージによって無効電話番号を判別する技術に関するものであっても、それはあくまで実施例として示されたにすぎないと解すべきであるから、本件発明の技術的範囲が音声メッセージに限定されるものではない。したがって、被告の上記主張は理由がない。

(2) 「一時取り外し案内しているが新電話番号を案内していない電話番号」の充足性

**【控訴審の判断】**

「本件明細書の発明の詳細な説明（段落【0021】）によれば、「一時取り外し案内しているが新電話番号を案内していない電話番号」に対応するメッセージとして、「おかけになった電話番号はお客様の都合で一時取り外しています（このメッセージは新しい電話番号を案内していない。）」が挙げられ、それは、所定の繰り返しでメッセージを終了するものとされること、上記メッセージに限られず、その他類似メッセージも含まれること、新しい電話番号を案内しているメッセージと一時取り外しを案内しているメッセージとは所定の繰り返しでメッセージを終了する特徴をもっていることが記載され、本件発明は、上記の点に着目して、「一時取り外し案内しているが、新電話番号を案内していない電話番号」を、自動仕分けする技術が開示されている。

他方、証拠（甲4、15）によれば、被告装置の「都合停止」は、「お客様都合により電話不通の可能性が高い状態」を指し、「お客様がおかけになった電話番号は、都合によりただいま通話が出来なくなっております。」との自動音声アナウンスが平均6分間で自動切断されるまで繰り返され、新電話番号が案内されないものであると認められる。

そうすると、被告装置の「都合停止」は、利用者の都合により電話が不通の状態にあること、新電話番号が案内されないこと、上記メッセージは、「都合により」、「通話が出来なくなっております。」との点で一時的な状況ということができ、仮にメッセージの内容が異なるとしても、上記「その他類似メッセージ」に含まれるということが出来る。したがって、被告装置の「都合停止」は、「一時取り外し案内しているが新電話番号を案内していない電話番号」に該当するものと解すべきである（さらに、証拠（乙4）によれば、被告装置の「局預け」は、「お客様の都合で電話番号を一時的に預けている状態、移転のアナウンスは流れているが、新番号アナウンスのない電話番号」とされるので、「局預け」もまた、「一時取り外し案内しているが新電話番号を案内していない電話番号」といい得る。）。

したがって、被告装置は、構成要件Cの「一時取り外し案内しているが新電話番号を案内していない電話番号」を充足する。」

(3) 「3種類の番号に仕分けして」の充足性

### 【控訴審の判断】

「本件特許の特許請求の範囲（構成要件C）には、「無効となった電話番号の中で」「新電話番号を案内している電話番号、新電話番号を案内していない電話番号、一時取り外し案内しているが新電話番号を案内していない電話番号、の3種類の番号に仕分け」と記載されている。上記の「無効となった電話番号の中で」とは、「無効となった電話番号の範囲内で」との意味と解される。そして、証拠（甲4）によれば、被告装置において、「移転」とは「欠番かつ電話番号案内が流されている状態」を、「無効」とは「欠番（現在使用されていない状態）」を、「都合停止」とは「お客様都合により電話不通の可能性が高い状態」を指すものである。そうすると、被告装置における「移転」は、構成要件Cの「新電話番号を案内している電話番号」に、被告装置における「無効」は、構成要件Cの「新電話番号を案内していない電話番号」に、被告装置における「都合停止」は、構成要件Cの「一時取り外し案内しているが新電話番号を案内していない電話番号」に、それぞれ該当する。したがって、被告装置は、上記の他に「エラー」、「再調査」、「INS回線有効」との分類をするものであっても（「局預け」が「一時取り外し案内しているが新電話番号を案内していない電話番号」に該当することは、前記(2)のとおりである。）、無効となった電話番号の範囲内で、前記3種類の番号に仕分けがされているとの構成を充足することには変わりはない（なお、乙4によれば、「エラー」とは「入力番号が不備またはフリーダイヤルなどの特殊電話番号、050ではじまるIP電話である場合」を、「再調査」とは「NTTが公開している「技術参考資料」上、必ずしも明確に契約状態を判定できない場合」を指すところ、これらはいずれも前記「新電話番号を案内していない電話番号」に含まれ得るし、乙4、9によれば、「INS回線有効」とは「INS回線で、使われている電話番号」を指し、そもそも「無効となった電話番号」ではないから、結局、被告装置は無効となった電話番号の中で前記3種類の番号に仕分けされているとも解される。）」

## 6 争点2-1について

### 【控訴審の判断】

「乙7（特開平7-177214号公報）には、①特許請求の範囲として、「【請求項5】（中略）」との記載があり、②「発明の詳細な説明」（段落【0023】、【0030】ないし【0032】等）、【図2】及び【図3】には、上記①の「電話番号リストのクリーニング装置」においては、ある電話番号の発呼に対して話中音も極性反転も呼出音も検出されない場合には発呼した電話番号を無効電話番号リストに記入すること、また、ある電話番号の発呼に対して話中音が検出された場合には発呼した電話番号を有効電話番号リストに記入することが開示されている（以下この発明を「引用発明」という。）」

#### 「ア 一致点

電話番号のリストが記録された番号テーブルを記憶手段に登録し、番号テーブルを利用しオートダイヤル発信手段を用いて電話を架けたときの接続信号により電話番号としての有効性を判断し、有効となった電話番号を有効電話番号として収集し、番号テーブルを利用しオートダイヤル発信手段を用いて電話を架けたときの接続信号により電話番号としての無効性を判断する点。

#### イ 相違点

##### （ア）相違点1

本件発明は、市外局番と市内局番と連続する予め電話番号が存在すると想定される番号の番号テーブルを作成するのに対して、引用発明は、このような番号テーブルの作成機能を有していない

点。

(イ) 相違点 2

本件発明には、無効となった電話番号の中で、接続信号中の応答メッセージに基づいて、「新電話番号を案内している電話番号」、「新電話番号を案内していない電話番号」、「一時取り外し案内しているが新電話番号を案内していない電話番号」の3種類の番号の分類が存在するが、引用発明には、このような分類が存在しない点。」

「(4) 相違点についての容易想到性の判断

ア 相違点 1 について

被告は、相違点 1 に係る構成について、引用発明と乙 1 0、1 4、1 5 により容易に想到し得るものと主張する。しかし、以下のとおり、上記刊行物には、「市外局番と市内局番と連続する予め電話番号が存在すると想定される番号の番号テーブル」が開示されているとはいえないので、被告の主張は失当である。

(ア) 映画「ウォーゲーム」の DVD (乙 1 0) が開示されているのは、「プロトビジョン社のコンピュータの番号」という特定の番号が存在するものと想定されるエリアコード「3 1 1」及び 3 桁の数字から成る局コードを含む番号をコンピュータ画面上に映し出したものである。この場合、上記エリアコード「3 1 1」及び特定の局コード以外の他のエリアコード及び局コードを含む番号が生成されない。これに対し、前記本件明細書の記載によれば、「市外局番と市内局番」は、特定の番号に限られず、実在する市外局番及び市内局番一切を指すものといえる。したがって、仮に乙 1 0 が開示されている「エリアコード」及び「局コード」がそれぞれ「市外局番」、「市内局番」に対応し得るとしても、本件発明とは技術思想を異にするものである。

また、乙 1 0 においては、コンピュータが連続する電話番号のデータを作成してこれと併行して発呼を行うこと、及びその過程においてコンピュータ画面上に連続する電話番号のデータが表示されることが開示されているのみであり、この電話番号のデータは電話を架けるために利用されるものでもなく、ハードディスクに登録されるともいえないから、上記の連続する電話番号のデータは「番号テーブル」ではない。

(イ) 乙 1 4 には、「ランダム・ディジット・ダイヤリングを用いた全国調査 (有効な市外局番及び 3 桁のプリフィックスの範囲に制限されたもの) では、選択された全ての番号の 7 3. 4 % は、使われていない (割り当てられていない) と報告している。」(2 9 0 頁右欄 3 ~ 7 行)、乙 1 5 には、「クリスクロス電話帳を参照することにより、グレーター・シンシナティ地域において、短距離通話のための 3 桁の局番 (交換機) は 6 2 個存在している。その中で、5 つの小さな交換機はビジネスオフィス用のみ提供され、残りの 5 7 個により、他のビジネスの電話番号のみならず、家庭用あるいは個人用の電話番号が提供されることとなる。それぞれの交換機は、1 0 0 0 0 0 個の電話番号 (0 0 0 0 番から 9 9 9 9 番) をサポートする能力を有しているが・・・」(4 6 頁左欄 3 ~ 1 0 行)、「それぞれの交換機において、どのブロックが使用されており、どのブロックが使用されていないかを解明することにより、4 桁の番号からなる表を作成することが可能となる。ここでいう 4 桁の番号は、それぞれの交換機の 3 桁の番号と、当該交換機において使用中であると判明したブロックの最初の桁からなり、グレーター・シンシナティ地域における全ての存在しうる電話番号を示す。」(4 6 頁左欄 2 6 ~ 3 2 行) との記載がある。

しかし、これらにおいては、市外局番とその下位の番号 (乙 1 4) 又は交換機の番号と使用中



であると判明したブロックの番号（乙15）を付加して調査対象とすることが開示されているにとどまり、「市外局番と市内局番と連続する予め電話番号が存在すると想定される番号の番号テーブル」について記載されているものではないし、その示唆も認めることができない。

(ウ) 以上によれば、相違点1に係る構成は容易に想到し得るということとはできない。

#### イ 相違点2について

乙7の【0001】には、「この発明は、いわゆるテレマーケティングなどの顧客リストに含まれる電話番号リストから無効な電話番号を削除する処理を行うクリーニング装置に関する。」との記載があるとおり、引用発明は、無効な電話番号を削除することを目的としており、無効な電話番号をさらに分類する目的はない。そして、乙7の【0011】には、発呼に対する回線上の反応として、(a)呼出音、(b)話中音、(c)極性反転に伴うループ電流の遮断、(d1)番号誤りによるトーキー送出、(d2)番号移転によるトーキー送出、(d3)特殊情報音、(d4)非課金の被呼音呼出が記載があり、【0035】には、「「番号移転によるトーキー」の認知を音声認識装置によりリアルタイムに行うものである。つまり、ある電話番号の発呼後の所定時間内に前記呼出音および前記極性反転および話中音のいずれも検出されなかった場合に、回線上の信号を音声認識装置に入力し、「番号移転によるトーキー」の音声が出ているか否かを自動的に検出し、さらに「番号移転によるトーキー」であった場合にはメッセージ中の新電話番号を自動的に認知し、その電話番号を有効電話番号リストに自動的に記入する。」と記載がある。これらは、発呼に対する回線上の反応の種類を記載したものであるし、段落【0035】の記載も、番号移転によるトーキーがあった場合にはメッセージ中の新電話番号を自動的に認知し、その電話番号を有効電話番号リストに自動的に記入するためのものである。すなわち、上記記載の「番号移転によるトーキー」の音声の送出の有無は、そのメッセージ中の新電話番号を認知し、それを有効電話番号リストに記入することを目的とするものであり、無効電話番号を「番号移転によるトーキー」があった場合とそうでない場合とに分類するものということとはできず、他に無効電話番号を分類することを示唆する記載はない。

したがって、引用発明から相違点2に係る構成は容易に想到し得ない。

#### 7 争点2-2について

「なわち、前記認定の本件明細書の記載によれば、本件発明の技術思想は、実在する電話番号情報を得るために電話番号が存在すると想定される番号の番号テーブルを作成し、当該番号テーブルを利用して電話を架けたときに得られる接続信号により電話番号としての有効性を判断し、無効となった電話番号をさらに仕分けするというものであって、かかる技術思想は被告装置においても同様であり、両者の差異は使用する電話回線がアナログ回線かISDN回線によるかに基づく違いのみである。そして、その差異は送受信される情報の表現形式という実施態様上での差異にすぎず、後者について記載がなくともそれをもって記載不備ということとはできない。」

以上